

令和5年10月31日

福岡県知事殿

主たる事務所の所在地
福岡県那珂川市片縄3丁目101番地
医療法人 正明会
理事長 諸岡 孝明

決 算 届

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。



〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人正明会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 福岡県那珂川市片縄3丁目101番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成6年5月25日

(4) 設立登記年月日 平成6年5月31日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
監事		
評議員		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	諸岡整形外科病院	福岡県那珂川市片縄3丁目81番地他	一般病床 60床
診療所	諸岡整形外科クリニック	福岡県那珂川市片縄3丁目101番地	一般病床 13床
介護老人 保健施設	該当なし		

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年9月21日

令和3年度決算の決定

令和 5年7月26日

令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 (医)正明会

※医療法人整理番号

所在地 福岡県那珂川市片縄3丁目101番

財 産 目 録
(令和5年7月31日現在)

1. 資 産 額	1,545,949 千円
2. 負 債 額	264,559 千円
3. 純 資 産 額	1,281,390 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	972,688
B 固 定 資 産 + 繰 延 資 産	573,261
C 資 産 合 計 (A+B)	1,545,949
D 負 債 合 計	264,559
E 純 資 産 (C-D)	1,281,390

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名 (医)正明会

※医療法人整理番号

所在地 福岡県那珂川市片縄3丁目101番

貸借対照表

(令和5年7月31日現在)

m、

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	972,688	I 流動負債	202,217
現金及び預金	609,068	支払手形	
事業未収金	247,080	買掛金	104,199
有価証券		短期借入金	
たな卸資産	4,287	未払金	70,278
前渡金		未払費用	
前払費用	112,952	未払法人税等	18,040
その他の流動資産	783	未払消費税等	1,821
貸倒引当金	△ 1,482	繰延税金負債	
II 固定資産	573,051	前受金	
1 有形固定資産	560,787	預り金	7,879
建物	245,370	前受収益	
構築物	4,125	その他の流動負債	
医療用器械備品	31,130	II 固定負債	62,342
その他の器械備品	4,901	医療機関債	
車両及び船舶	3,192	長期借入金	62,342
土地	195,341	繰延税金負債	
建設仮勘定		その他固定負債	
その他の有形固定資産	76,728		
2 無形固定資産	3,765	負債合計	264,559
借地権		純資産の部	
ソフトウェア	3,240	科目	金額
その他の無形固定資産	525	I 出資金	50,000
3 その他の資産	8,499	II 積立金	1,231,390
有価証券		繰越利益積立金	1,231,390
長期貸付金		III 評価・換算差額等	0
役員等長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
長期前払費用		繰延ヘッジ損益	
繰延税金資産			
その他の固定資産	8,499	純資産合計	1,281,390
III 繰延資産	210	負債・純資産合計	1,545,949
入会金	210		
資産合計	1,545,949		

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 (医)正明会

※医療法人整理番号

所在地 福岡県那珂川市片縄3丁目101番

損 益 計 算 書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,663,191
2 事業費用		
(1)事業費	1,466,215	
(2)本部費	0	1,466,215
本来業務事業利益		196,976
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		196,976
II 事業外収益		
受取利息	32	
その他の事業外収益	28,699	28,731
III 事業外費用		
支払利息	419	
その他の事業外費用	2,419	2,838
経常利益		222,869
IV 特別利益		
その他の特別利益	1,351	1,351
V 特別損失		
固定資産除却損	1,921	
その他の特別損失	72,500	74,421
税引前当期純利益		149,799
法人税・住民税及び事業税	42,248	
法人税等調整額		42,248
当期純利益		107,551

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

法人名 (医) 正明会
所在地 福岡県那珂川市片縄3丁目101番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人正明会
理事長 諸岡 孝明 殿

私（注1）は、医療法人正明会の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月22日
医療法人正明会
監事 川庄 康夫

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。